２　金融商品取引業者等又はその役員若しくは使用人は、その行う暗号資産関連業務に関して、顧客を相手方とし、又は顧客のために暗号資産関連行為を行うことを内容とする契約の締結又はその勧誘をするに際し、暗号資産の性質その他内閣府令で定める事項についてその顧客を誤認させるような表示をしてはならない。

第六十三条第十一項中「第四十二条の七」の下に「、第四十三条の六」を加える。

第六十六条の十五中「並びに第四十条」を「、第四十条並びに第四十三条の六」に改める。

第百五十八条中「第百九十七条第二項」を「第百九十七条第二項第一号」に改める。

第百五十九条第一項中「誤解させる等」を「誤解させる目的その他の」に改める。

第百七十三条第一項第三号中「第二条の二第一項」を「第二条の三第一項」に改める。

第六章の二の次に次の一章を加える。

第六章の三　暗号資産の取引等に関する規制

（不正行為の禁止）

第百八十五条の二十二　何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

一　暗号資産の売買（デリバティブ取引に該当するものを除く。以下この章及び第百九十七条第二項第二号において同じ。）その他の取引又はデリバティブ取引等（暗号資産又は金融指標（暗号資産の価格及び利率等並びにこれらに基づいて算出した数値に限る。次条第一項及び第百八十五条の二十四第一項において「暗号資産関連金融指標」という。）に係るものに限る。以下この条、次条及び同号において「暗号資産関連デリバティブ取引等」という。）について、不正の手段、計画又は技巧をすること。

二　暗号資産の売買その他の取引又は暗号資産関連デリバティブ取引等について、重要な事項について虚偽の表示があり、又は誤解を生じさせないために必要な重要な事実の表示が欠けている文書その他の表示を使用して金銭その他の財産を取得すること。

三　暗号資産の売買その他の取引又は暗号資産関連デリバティブ取引等を誘引する目的をもつて、虚偽の相場を利用すること。

２　第百五十七条の規定は、暗号資産関連デリバティブ取引等については、適用しない。

（風説の流布、偽計、暴行又は脅迫の禁止）

第百八十五条の二十三　何人も、暗号資産の売買その他の取引若しくは暗号資産関連デリバティブ取引等のため、又は暗号資産等（暗号資産若しくはオプション（暗号資産又は暗号資産関連金融指標に係るものに限る。次条第一項第三号において「暗号資産関連オプション」という。）又はデリバティブ取引に係る暗号資産関連金融指標をいう。次項、同条第二項第一号及び第二号並びに第百九十七条第二項第二号において同じ。）の相場の変動を図る目的をもつて、風説を流布し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をしてはならない。

２　第百五十八条の規定は、暗号資産関連デリバティブ取引等及び暗号資産等については、適用しない。

（相場操縦行為等の禁止）

第百八十五条の二十四　何人も、暗号資産の売買、市場デリバティブ取引（暗号資産又は暗号資産関連金融指標に係るものに限る。以下この条において「暗号資産関連市場デリバティブ取引」という。）又は店頭デリバティブ取引（暗号資産又は暗号資産関連金融指標に係るものに限る。以下この条において「暗号資産関連店頭デリバティブ取引」という。）のうちいずれかの取引が繁盛に行われていると他人に誤解させる目的その他のこれらの取引の状況に関し他人に誤解を生じさせる目的をもつて、次に掲げる行為をしてはならない。

一　権利の移転を目的としない仮装の暗号資産の売買、暗号資産関連市場デリバティブ取引（第二条第二十一項第一号に掲げる取引に限る。）又は暗号資産関連店頭デリバティブ取引（同条第二十二項第一号に掲げる取引に限る。）をすること。

二　金銭の授受を目的としない仮装の暗号資産関連市場デリバティブ取引（第二条第二十一項第二号、第四号及び第五号に掲げる取引に限る。）又は暗号資産関連店頭デリバティブ取引（同条第二十二項第二号、第五号及び第六号に掲げる取引に限る。）をすること。

三　暗号資産関連オプションの付与又は取得を目的としない仮装の暗号資産関連市場デリバティブ取引（第二条第二十一項第三号に掲げる取引に限る。）又は暗号資産関連店頭デリバティブ取引（同条第二十二項第三号及び第四号に掲げる取引に限る。）をすること。

四　自己のする暗号資産の売付けと同時期に、それと同価格において、他人が当該暗号資産を買い付けることをあらかじめその者と通謀の上、当該売付けをすること。

五　自己のする暗号資産の買付けと同時期に、それと同価格において、他人が当該暗号資産を売り付けることをあらかじめその者と通謀の上、当該買付けをすること。

六　暗号資産関連市場デリバティブ取引（第二条第二十一項第二号に掲げる取引に限る。）又は暗号資産関連店頭デリバティブ取引（同条第二十二項第二号に掲げる取引に限る。）の申込みと同時期に、当該取引の約定数値と同一の約定数値において、他人が当該取引の相手方となることをあらかじめその者と通謀の上、当該取引の申込みをすること。

七　暗号資産関連市場デリバティブ取引（第二条第二十一項第三号に掲げる取引に限る。）又は暗号資産関連店頭デリバティブ取引（同条第二十二項第三号及び第四号に掲げる取引に限る。）の申込みと同時期に、当該取引の対価の額と同一の対価の額において、他人が当該取引の相手方となることをあらかじめその者と通謀の上、当該取引の申込みをすること。

八　暗号資産関連市場デリバティブ取引（第二条第二十一項第四号及び第五号に掲げる取引に限る。）又は暗号資産関連店頭デリバティブ取引（同条第二十二項第五号及び第六号に掲げる取引に限る。）の申込みと同時期に、当該取引の条件と同一の条件において、他人が当該取引の相手方となることをあらかじめその者と通謀の上、当該取引の申込みをすること。

九　前各号に掲げる行為の委託等又は受託等をすること。

２　何人も、暗号資産の売買、暗号資産関連市場デリバティブ取引又は暗号資産関連店頭デリバティブ取引（第一号及び第三号において「暗号資産売買等」という。）のうちいずれかの取引を誘引する目的をもつて、次に掲げる行為をしてはならない。

一　暗号資産売買等が繁盛であると誤解させ、又は暗号資産等の相場を変動させるべき一連の暗号資産売買等又はその申込み、委託等若しくは受託等をすること。

二　暗号資産等の相場が自己又は他人の操作によつて変動するべき旨を流布すること。

三　暗号資産売買等を行うにつき、重要な事項について虚偽であり、又は誤解を生じさせるべき表示を故意にすること。

３　第百五十九条の規定は、暗号資産関連市場デリバティブ取引及び暗号資産関連店頭デリバティブ取引並びにこれらの申込み、委託等及び受託等については、適用しない。

第百九十七条第一項に次の一号を加える。

六　第百八十五条の二十二第一項、第百八十五条の二十三第一項又は第百八十五条の二十四第一項若しくは第二項の規定に違反した者

第百九十七条第二項を次のように改める。

２　次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役及び三千万円以下の罰金に処する。

一　財産上の利益を得る目的で、前項第五号の罪を犯して有価証券等の相場を変動させ、又はくぎ付けし、固定し、若しくは安定させ、当該変動させ、又はくぎ付けし、固定し、若しくは安定させた相場により当該有価証券等に係る有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等を行つた者（当該罪が商品関連市場デリバティブ取引のみに係るものである場合を除く。）

二　財産上の利益を得る目的で、前項第六号の罪を犯して暗号資産等の相場を変動させ、当該変動させた相場により当該暗号資産等に係る暗号資産の売買その他の取引又は暗号資産関連デリバティブ取引等を行つた者

第百九十八条の二第一項第一号中「第百九十七条第一項第五号」の下に「若しくは第六号」を加える。

第百九十八条の六第二号の次に次の一号を加える。

二の二　第四十三条の六第二項（第六十六条の十五において準用する場合を含む。）の規定に違反した者